平成２７年（フ）第３７８号
神奈川県高座郡寒川町一之宮６丁目12番19号
債務者　岡崎さゆり
1　決定年月日時　平成27年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月24日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４７９号
横浜市緑区いぶき野７番地１　グリーンステージいぶき野Ⅱ201号
債務者　加藤まゆみ
1　決定年月日時　平成27年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２０４号
静岡県富士市森島58番地の１
債務者　松木　泰志
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月24日午前11時40分
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第２号
島根県隠岐郡西ノ島町大字美田1850番地５、住民票上の住所島根県隠岐郡西ノ島町大字美田2174番地２
債務者　村尾由香里
1　決定年月日時　平成27年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月24日午前11時
松江地方裁判所西郷支部破産係

平成２７年（フ）第１３３号
岡山市中区倉富521番地２　Ａ－101
債務者　中森　亜紀（旧姓黒田）
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月30日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１４０号
岡山市北区南方４丁目８番21－１号メリーコーポ211号、旧住所岡山県岡山市中区穝東町２丁目１番４号光コーポＡ棟203号
債務者　山本　育子
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月７日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２０６号
東京都多摩市馬引沢２丁目12番地の１ライブタウン永山102
債務者　木村　忠司（旧姓池内）
1　決定年月日時　平成27年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月26日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１６６号
静岡県榛原郡吉田町神戸2132番地１　サンハイムＡ102、住民票上の住所静岡県菊川市本所224番地の１
債務者　麻生　智弥
1　決定年月日時　平成27年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月29日午後１時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１４７号
静岡市葵区新伝馬３丁目15番20号
債務者　阿部川尚子
1　決定年月日時　平成27年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月30日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１８６号
福岡県遠賀郡岡垣町松ケ台３丁目６番17号
債務者　金子こと　金　　賢仁
1　決定年月日時　平成27年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月29日午後１時
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第３５６８号
東京都葛飾区柴又４丁目７－20
債務者　玉川　スヱ
1　決定年月日時　平成27年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３５６９号
東京都葛飾区柴又４丁目35－11
債務者　玉川　　昇
1　決定年月日時　平成27年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１８３号
東京都昭島市昭和町１丁目３番31－207号
債務者　尾形　三枝
1　決定年月日時　平成27年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月１日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２２１号
東京都立川市柏町４丁目64番地の８芝崎荘101Ｆ
債務者　白井ゆづみ
1　決定年月日時　平成27年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月１日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２６１号
東京都国立市富士見台４丁目35番地の10ブルンネン国立Ｂ－５
債務者　長瀬優太郎
1　決定年月日時　平成27年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月１日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部